

# 一般社団法人

## 日本ウインドサーフィン協会

### 理事候補者選考委員会規程

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本ウインドサーフィン協会（以下、「本協会」という。）における理事候補者の選考を、公平、公正かつ透明性のある手続により行うため、理事候補者選考委員会（以下、「委員会」という。）の組織、運営並びに理事候補者の選考に関し必要な事項を定めることを目的とする。

##### (基本原則)

- 第2条 委員会は、スポーツ団体ガバナンスコードの趣旨に則り、理事会その他の機関から独立してその職務を行う。
- 委員会は、選考過程において公平性、公正性、透明性及び説明責任の確保に努めなければならない。
  - 委員会は、選考過程において公平性、公正性、透明性及び説明責任の確保に努める。

#### 第2章 委員会

##### (所掌事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- 理事候補者の公募、推薦受付又は候補者探索に関する事項
- 理事候補者の資格要件、選考基準及び評価方法の策定に関する事項
- 理事候補者の審査及び選考（執行理事又は監督理事の区分の決定を含む）に関する事項
- 理事候補者名簿及び選考理由の取りまとめに関する事項

- (5) 理事会及び社員総会に対する報告に関する事項
- (6) その他理事候補者の選考に必要な事項
- (7) その他、各号に準ずる不都合な行為があった場合

(委員会の設置)

第4条 本協会に、理事候補者選考委員会を置く。

(委員会の構成及び選任)

第5条 委員会の委員は、5名以上7名以内の奇数とし、理事会の決議により選任する。

2 委員の構成は、次の基準による。

- (1) 現職理事は委員総数の過半数を占めてはならない。
- (2) 外部有識者を2名以上含むものとする。
- (3) 性別、年齢、地域、競技経験、専門性その他の多様性に配慮する。
- (4) 理事候補者として選考対象となる者は、委員となることができない。
- (5) 理事候補者を予定する現職理事は、委員選考に関わる理事会業務に一切関与できない。

3 前項の外部有識者には、法務、会計、ガバナンス、コンプライアンス、アスリート支援、スポーツ団体運営等に識見を有する者を含めることができる。

(委員の責任)

第6条 委員会の委員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者の推薦に基づき、理事会が選任する。

- (1) 外部有識者委員：監事その他これに準ずる独立性を有する機関が推薦する者
- (2) 会員代表委員：加盟団体、社員又は地域組織の中から、別に定める方法にて推薦された者
- (3) 選手代表委員：協会の委員会その他選手を代表する組織が推薦する者
- (4) 理事委員：理事会が推薦する理事

2 理事会は、前項の推薦に基づく候補者について、正当な理由がない限りこれを尊重しなければならない。

3 理事会は、委員会の独立性、公平性又は中立性を損なう恐れがある者を委員として選任してはならない。

4 委員に欠員が生じた場合は、当該委員の属した区分に応じ、前各項の例により補充選任する。

5 委員の選任に当たっては、理事会は、その選任理由及び推薦母体を議事録に記録しなければならない。

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会に委員長1名及び必要に応じ副委員長1名を置く。

2 委員長は、外部有識者委員の中から委員の互選により選考する。

3 副委員長は、委員長の指名又は委員の互選により選考する。

4 委員長は、委員会を代表し、議事を主宰する。

5 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は他の現任者の残任期間とする。

3 委員は、任期満了後であっても、後任者が就任するまでその職務を行うことができる。

(欠格事由)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

(1) 法令、本協会定款又は規程に重大な違反をした者

(2) 本協会の懲戒処分を受け、その影響が継続している者

(3) 反社会的勢力と関係を有する者

(4) その他委員としての適格性を欠くと認められる者

(利益相反及び排除)

第10条 委員は、自己又は自己と特別の利害関係を有する者が理事候補者となっている場合、当該候補者の審査、討議及び議決に参加してはならない。

2 前項の「特別の利害関係」には、次の各号を含む。

(1) 配偶者又は2親等以内の親族

(2) 同一企業、団体又はクラブにおいて密接な利害関係を有する者

(3) 自ら推薦した者

(4) 継続的な報酬関係その他選考の公正を害するおそれのある関係を有する者

3 委員は、利益相反のおそれがある場合、速やかに委員長へ申告しなければならない。

4 除斥該当性に疑義がある場合は、委員長が委員会に諮って決定する。

#### (候補者の募集等)

第 11 条 理事候補者は、次の方法により募ることができる。

- (1) 自薦
- (2) 他薦
- (3) 委員会による推薦依頼

2 委員会は、候補者の募集に当たり、応募資格、提出書類、締切日及び選考手続を明示し、本協会のウェブサイトその他適切な方法により公表する。

3 委員会は、必要に応じ会員、選手、加盟団体その他関係者から意見聴取を行うことができる。

4 候補者は、自薦又は他薦の別にかかわらず、執行理事又は監督理事のいずれを志向するかを申告するものとする。

5 委員会は、前項の申告に拘束されることなく候補者の適性にに基づき最終的な区分を決定する。

6 前項の答申後の手続きは、第 7 条の規定を準用する。

7 第 2 項の不服申立ては、一の処分について一回限り行うことができるものとする。

#### (理事候補者の資格要件)

第 12 条 理事候補者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 本協会の目的及び事業を理解し、その実現に貢献する意思及び能力を有すること
- (2) 高い倫理観及びコンプライアンス意識を有すること
- (3) 理事として必要な時間的・実務的コミットメントが可能であること
- (4) 法令、本協会定款及び諸規程に定める欠格事由に該当しないこと
- (5) 多様性の確保、選手保護、安全、普及、競技力向上、財務健全性等の観点から本協会に資する知見又は経験を有すること

## 第 4 章 理 事

#### (理事の種類)

第 13 条 本協会の理事は、その役割に応じ、次の各号に掲げる区分に分類する。

- (1) 執行理事：本協会の業務執行に関与し、事業の企画、運営及び実行に責任を負う理事
- (2) 監督理事：本協会の業務執行を監督し、ガバナンス、コンプライアンス及び意思決定の適正を確保する役割を担う理事

2 委員会は、理事候補者の選考に当たり、各候補者について前項各号のいずれに該当するかを判定するものとする。

#### (理事の構成)

第 14 条 理事会は、執行理事及び監督理事により構成されるものとする。

2 監督理事は、理事総数の 3 分の 1 以上とすることを原則とする。

3 前項の比率については、本協会の規模、事業内容及びガバナンス上の必要性を踏まえ、委員会  
が適切と認める範囲で調整することができる。

#### (理事の任期及び再任制限)

第 15 条 理事の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2. 理事は通算して最大 5 期（計 10 年）まで在任することができる。

3. 前項の上限に達した理事は、退任後少なくとも 2 年間は理事に再任されることができない  
（クーリング期間）。

4 前項のクーリング期間経過後は、改めて理事候補者として選考の対象とすることができる。

5. 前各項にかかわらず、特別な事情がある場合には、理事候補者選考委員会の審議を経て、総会  
の承認により例外的に取り扱うことができる。

## 第 5 章 選 考

#### (理事の選考基準)

第 16 条 委員会は、理事候補者の選考に当たり、次の各号に掲げる事項を総合的に審査する。

(1) 人格、見識、社会的信頼及び本協会の理念・目的に対する理解

(2) 法令遵守意識、倫理観、コンプライアンス及びガバナンスに関する意識

(3) 競技経験、指導経験、運営経験又は財務、法務、広報、普及、安全対策、国際対応、選手強化  
その他本協会の運営に資する専門的知見

(4) 理事として必要な時間的・実務的コミットメントを確保できる見込み

(5) 本協会における他の理事構成との補完関係並びに理事会全体としての機能向上への寄与

(6) 候補者本人、候補者の親族、候補者が現に所属し又は実質的に関与する団体、クラブ、企業そ  
の他の組織と本協会との間における利害関係の有無及びその程度

(7) 候補者が選任された場合に、本協会の意思決定の公正性、中立性又は独立性を損なうおそれの  
ある利益相反の有無及びその管理可能性

(8) 候補者が過去又は現在において、日本ウインドサーフィン協会又はその前身若しくはこれと実  
質的に同等の組織において、理事、代表者若しくは執行役員その他これに準ずる役職に在任し  
た期間及びその通算年数

(9) 前号の在任期間の審査に当たっては、候補者の理事継続年数が通算して 10 年を超えないこと  
を原則とするが理事候補者の状況により判断する

(10) 理事候補者全体の構成が、性別、年齢、地域、競技経験、専門分野その他の多様性において均衡のとれたものとなるかどうか、ただし選手比率が多い場合の特性が適切かどうか

(11) 理事候補者全体の構成において、男女比の適正化及び女性理事割合の向上に資するかどうか

(12) 不祥事、懲戒歴その他理事就任の適否に関わる事情

- 2 前項第 6 号及び第 7 号の審査に当たり、委員会は、必要に応じて候補者に対し、利益相反に関する申告書、関係団体一覧、兼職状況その他必要な資料の提出を求めることができる。
- 3 第 1 項第 8 号及び第 9 号にいう「前身又はこれと実質的に同等の組織」には、本協会の設立前に日本におけるウインドサーフィン競技の統括、代表又はこれに準ずる機能を有していた団体であって、本協会の事業、組織又は役員構成と継続性を有するものを含む。
- 4 委員会は、第 1 項第 10 号及び第 11 号の審査に当たり、個々の候補者の適格性に加え、理事会全体としての多様性確保の観点から候補者構成を評価するものとする。
- 5 委員会は、前各項の審査結果を記録化し、各候補者について選考又は不選考の理由の要旨を整理しなければならない。
- 6 委員会は、執行理事及び監督理事の選考に当たり、次の観点を考慮するものとする。
  - (1) 執行理事については、事業遂行能力、意思決定力、実務経験、リーダーシップ及び協会運営への関与意欲
  - (2) 監督理事については、独立性、客観性、ガバナンス及びコンプライアンスに関する知見並びに、監督機能を適切に果たす能力

#### (会議)

第 17 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 除斥対象の委員は、当該案件について定足数及び議決数の算定から除く。
- 5 委員会は、必要に応じてオンライン会議システムにより開催することができる。

#### (資料提出及びヒアリング)

第 18 条 委員会は、候補者に対し、履歴書、推薦理由書、所信表明書、誓約書その他必要資料の提出を求めることができる。

- 2 委員会は、必要に応じて候補者に対する面談又はヒアリングを実施することができる。
- 3 委員会は、必要に応じて第三者への照会、関係資料の確認その他の調査を行うことができる。

#### (選考結果)

第 19 条 委員会は、選考結果を理事候補者名簿として取りまとめ、選考理由の要旨を付して理事会に報告する。

2 理事会は、委員会が選考した理事候補者を社員総会に付議する。

3 理事会は、法令、定款又は明白な欠格事由に反する場合を除き、委員会が選考した理事候補者を変更してはならない。

4 理事会が前項ただし書により候補者を変更しようとするときは、その理由を文書化し、社員総会に説明しなければならない。

(議事録及び記録の保存)

第 20 条 委員会は、開催日時、出席者、審議事項、議決結果、除斥の有無その他必要事項を記載した議事録を作成し、これを保存する。

2 候補者に関する資料、評価表及び関係記録は、適切に管理し 10 年間保存する。

(守秘義務)

第 21 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

## 第 6 章 雑 則

(改 廃)

第 22 条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

この規程は、2026 年 4 月 5 日から施行する。